

令和7年度 償却資産(固定資産)申告の手引き

町の税務行政につきまして、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、今年も償却資産の申告の時期となりましたので申告用紙をお送りいたします。償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産について資産の所在地の市町村長に申告していただくこととなっております。申告書は固定資産課税台帳に価格等を登録するために非常に重要なものとなりますので、この手引きをよくお読みいただき、正しい申告書を下記の期限までにご提出ください。

提出期限	令和7年1月20日（月） 法定の申告期限は1月31日ですが、事務処理の都合上、1月20日までの提出にご協力ください。
提出先	〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1-5-30 播磨町役場 税務課 資産税係 電話 (079)435-0358 (直通) (079)435-0355 (代表)

- ※ 申告書を郵送により提出される場合で、受付印を押した申告書（控用）が必要な方は、切手を貼った返信用の封筒をご同封ください。
- ※ 昨年度の申告から資産の増減がない場合は、申告書の「18備考」欄の「2. 前年中増減なし」に○をつけてご提出ください。
- ※ 廃業、解散、休業又は該当する資産がない場合は、申告書の備考欄にその旨を記入してご提出ください。
- ※ 正当な理由なく申告されなかった場合は、過料を科せられることがあるほか、不足税額に加えて滞納金を徴収されることがあります。
また、虚偽の申告をすると罰金等を科せられることがあります。

播磨町

目次

I 償却資産の申告について

1	申告をしていただく方	3
2	提出書類	3
3	初めて申告される方	3
4	申告書の書き方がわからない方	3
5	前年度までに申告された方	4
6	令和7年1月1日現在、町内で事業をしていない方	4
7	自社の電算システムにより申告される方	4

II 償却資産のあらまし

1	償却資産とは	5
2	申告の対象となるもの	5
3	申告の対象とならないもの	6
4	少額資産等の取扱い	6
5	償却資産の種類と主な事例	6
6	家屋の建築設備と償却資産の区分	7
7	テナントの内装	7
8	国税と固定資産税の取扱いの相違	8
9	固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧	8

III 償却資産の評価と課税の仕組み

1	評価額の計算方法	9
2	税額の計算方法・免税点	9
3	定率法による減価率と減価残存率	10
4	非課税	10
5	課税標準の特例	11

IV 記入例

1	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	12
2	種類別明細書（増加した資産）	14
3	種類別明細書（減少・変更した資産）	16

参考

・	主な償却資産の耐用年数表（抜粋）	18
・	償却資産のQ & A	19
・	令和7年度 儻却資産申告のスケジュール	19

I 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

令和7年1月1日現在、播磨町内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している個人及び法人。

※ 事業を廃止・休業されている場合でも申告は必要です。

令和7年1月1日現在において、事業を廃止等（廃止、合併、町外移転等）されている場合は、償却資産申告書（提出用）の「18備考」欄の「4廃業・倒産・市外移転等」に○をしていただき、その年月を記入のうえ、申告書を提出してください。

2 提出書類

提出書類名	摘要
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	2部送付しております。 「提出用」を1部ご提出ください。
種類別明細書（緑色）	2枚複写になっています。 増加した資産を申告する場合に、1枚目（提出用）をご提出ください。
種類別明細書（白黒）	資産が減少した場合は、種類別明細書の該当資産を取消線で消してください。

※ 訂正は、訂正部分に二重線を引いてください。

※ 種類別明細書（増加資産・全資産用）は複写用紙を使用しておりますので、ボールペンで記入してください。

3 初めて申告される方

- 申告する資産がある場合 ➡ 「申告書」と「種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色）」を提出してください。
- 申告する資産がない場合 ➡ 「申告書」のみ提出してください。
(「18備考」欄の「3. 該当資産なし」に○をつけてください。)

4 申告書の書き方がわからない方

下記の書類をご用意のうえ、税務課（4番）の窓口までお越しください。

- 償却資産申告書類一式
- 固定資産台帳（減価償却資産計算明細書）等、減価償却資産の明細がわかる書類
- 法人税または所得税の申告書の控え

5 前年度までに申告された方

- 資産の増減がない場合 ➡ 「申告書」のみ提出してください。
(「18備考」欄の「2. 前年中増減なし」に○をつけてください。)
- 資産の増加がある場合 ➡ 増加資産は種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色）に記入してください。
- 資産の減少がある場合 ➡ 減少資産は種類別明細書（白黒）に取消線を引いてください。

6 令和7年1月1日現在、町内で事業をしていない方

申告書の「18備考」欄に、下記の記入例のように記入のうえ、申告書のみ提出してください。

理由	申告書「18備考」欄の記入例
廃業・倒産	「4. 廃業・倒産」に○をつけ廃業等の年月を記入してください。
町外転出	「4. 市外移転等」に○をつけ、「5. その他」に「○年○月○日○○市（○○町）へ転出」と記入してください。
個人死亡 個人引継	「5. その他」に○をつけ、「○年○月○日本人死亡につき○○が資産引継ぎ」等と記入してください。
個人廃業 法人設立	「5. その他」に○をつけ「○年○月○日法人設立。法人名○○株」等と記入してください。
休業	「5. その他」に○をつけ「○年○月○日休業」と記入してください。
町内事業所なし	「5. その他」に○をつけ「播磨町内に事業所なし。登記簿上の所在地は播磨町だが○○市で営業。」等と記入してください。

7 自社の電算システムにより申告される方

提出書類	留意事項
償却資産申告書	全国統一様式（第26号様式）により、申告してください。
種類別明細書	全国統一様式（第26号様式別表1）により、申告してください。 独自の様式で申告される場合は、下記のこと留意してください。 ① 全資産について、償却資産（固定資産税）の評価方法により評価額を計算してください。 ② 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率、特例適用後の課税標準額を記載してください。

II 債却資産のあらまし

1 債却資産とは

固定資産税における債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、自動車税の課税客体である自動車ならびに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除かれます。

2 申告の対象となるもの

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに
増加・減少・変更のあった資産、申告もれ等の資産

償却済資産	耐用年数が経過し減価償却が終了していても、事業の用に供されている資産
少額減価償却資産	国税において、取得価額20万円未満であっても、個別償却している資産
即時償却資産 (租税特別措置法特例)	国税において、取得価額30万円未満の資産で、全額損金算入した資産
簿外資産	贈与された資産又は帳簿に記載されていないので、事業の用に供することができる資産
建設仮勘定の資産	建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部を1月1日現在事業の用に供している資産
遊休未稼動資産	現在は稼動していないが、事業の用に供しうる状態にある資産
割賦購入資産	割賦金の完済していないものでも、既に事業の用に供している資産（売主が所有権を留保している場合でも、買主の方が申告してください。）
貸付資産 (リース資産)	資産の所有者が、事業を行う他の者に貸付けている資産（貸付を業としている場合は、事業用・非事業用にかかわらず申告が必要です。）
資本的支出	改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産
信託により譲渡を条件に 賃貸されている資産	当該資産について借受人が納税義務者とみなされますので借受人の方が申告してください。
大型特殊自動車	車種別番号が「0」、「00~09」、「000~099」、「9」、「90~99」、「900~999」のフォークリフト、ショベルローダー等の資産

3 申告の対象とならないもの

- ① 一時に損金（必要な経費）に算入された、**取得価額が10万円未満の資産**
- ② **3年間で一括して損金（必要な経費）に算入された、取得価額が20万円未満の資産**
- ③ 自動車税が課税される自動車、軽自動車税が課税される軽自動車
- ④ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用や興行用の動植物は申告対象）
- ⑤ 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェアなど）
- ⑥ 書画骨董（複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものは申告対象）
- ⑦ 家庭用にのみ使用される資産（家庭と事業で共用される資産は申告対象）
- ⑧ **土地、家屋**
- ⑨ たな卸資産（商品、製品、半製品、消耗品で貯蔵中のものなど）
- ⑩ 繰延資産（創業費、開業費など）
- ⑪ **リースを受けている資産**（無償譲渡される資産や、割賦販売で購入される資産は申告対象）

4 少額資産等の取扱い

少額償却資産の国税での会計処理	固定資産税での取扱い
① 取得価額が 10万円未満 の資産のうち一時に損金（必要な経費）に算入されたもの	課税対象外、申告不要
② 取得価額が 20万円未満 の資産のうち、3年で均等償却されたもの（一括償却資産）	課税対象外、申告不要
③ 中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度（租税特別措置法第67条の5）により、損金算入または必要経費算入（即時償却）されたもの	課税対象、申告必要

5 償却資産の種類と主な事例

資産の種類	内容
構築物	門、塀、ドック、緑化施設、煙突、広告塔、舗装路面（駐車場の舗装も含む）、賃貸ビルなどに附加された内装と建物付属設備など
機械及び装置	機械式駐車設備、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル）運搬設備（クレーンなど）各種産業用機械及び装置、太陽光発電設備など
船舶	客船、貨物船、モーターボート、漁船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	フォークリフト、ショベルローダー、コンバイン、トラクターなどの大型特殊自動車、台車など（ 自動車税・軽自動車税の対象となる車両は申告不要です。 ）
工具、器具及び備品	取付工具、レジスター、ステレオ、ロッカー、金庫、陳列ケース、厨房用品、医療機器、冷暖房用機器、パソコン、理容・美容機器、テレビ、ネオンサイン、冷蔵庫など

6 家屋の建築設備と償却資産の区分

家屋の建築設備のうち、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱いますが、それ以外のものについては償却資産として取り扱うため申告の対象となります。ただし、償却資産として取り扱うものであっても、既に家屋に含めて評価されているものは申告の対象外です。

設備の種類	償却資産として取り扱うもの (申告必要)	家屋に含めるもの (申告不要)
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備など（配線などを含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産または業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、水銀灯などの屋外照明設備	屋内照明設備 配分電盤
電話設備	電話機、交換機などの装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプなどの装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤などの装置・器具類	配線
火災通報装置	屋外の装置（配線を含む）	屋内の装置
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備 スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置一式（配線などを含む）	
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっていない設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産または業務用設備（配管などを含む）、屋外設備	左記以外のもの
冷暖房設備	可動式のルームクーラー、パッケージエアコンなど	家屋と一体となっている設備
厨房設備 洗濯設備	炊飯器、洗濯機などの顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院など）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	生産ライン用リフト、工場などのベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
店舗などの 事業用造作設備	カウンター、陳列棚、簡易間仕切りなどで容易に取り外しのできるもの	
避雷設備、換気設備 衛生設備		設備一式

7 テナントの内装

貸ビル、貸店舗などで、賃借人など家屋の所有者と異なる方（いわゆるテナント）が、自費で施工し取得した内装・建物付属設備などは、テナント側の償却資産として取り扱いますので、テナントの方から申告してください。（地方税法 第343条 第10項）

8 国税と固定資産税の取扱いの相違

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	○	×
特別償却・割増償却制度 (租税特別措置法)	○	×
増加資産 (所得税、法人税)	○	○
評価額の最低限度	償却可能限度額及び残存価額の廃止により、1円まで	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価

○・・・認められます

×・・・認められません

※ 固定資産税での取扱いでは、圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金などで取得した資産で取得価額を圧縮したものは、圧縮前の価額を取得価額としてください。

9 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧

固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧は、閲覧期間中（4月1日から第1期の納期限まで）は無料です。それ以外の期間は、1件あたり300円の手数料がかかります。

閲覧される場合は、運転免許証等の本人確認書類が必要です。また、代理人の方や法人の使者（従業員の方等）の方が閲覧する場合は、委任状・承諾書等の代理であることを証する書面が必要です。

※ 土・日曜日または祝日は閲覧できません。

※ 閲覧期間の開始日が土・日曜日または祝日の場合、開始日は翌開庁日となります。

III

償却資産の評価と課税の仕組み

1 評価額の計算方法

申告された資産について、取得年月、取得価額、耐用年数に応じて、次のとおり1件ずつ評価額を計算します。

評価額が取得価額の5%より小さい場合は、取得価額の5%となります。

区分	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × <u>(1 - 減価率 × 1 / 2)</u> ※ 下線部は次ページの表の (A) と同じ
前年前に取得した資産	前年度の評価額 × <u>(1 - 減価率)</u> ※ 下線部は次ページの表の (B) と同じ

2 税額の計算方法・免税点

上記1により算出された評価額の合計が課税標準額となり、これに固定資産税率(1.4%)をかけたものが税額です。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、課税標準の特例により軽減される額を差し引いた額が課税標準額になります。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

【免税点】 課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

課税標準額 の計算例

令和7年1月1日現在、
資産①令和6年2月取得の取得価額200万円の器具（耐用年数5年）
資産②令和6年8月取得の取得価額100万円の機械（耐用年数8年）
のみを所有した場合

令和7年度計算方法（各下線部の端数処理は、小数点以下第4位を切り捨てます。）

$$\text{資産① } 2,000,000 \times (1 - 0.369 \times 1/2) = 1,630,000\text{円}$$

$$\text{資産② } 1,000,000 \times (1 - 0.250 \times 1/2) = 875,000\text{円}$$

課税標準額合計 2,505,000円

令和8年度計算方法（各下線部の端数処理は、小数点以下第4位を切り捨てます。）

$$\text{資産① } 1,630,000 \times (1 - 0.369) = 1,028,530\text{円}$$

$$\text{資産② } 875,000 \times (1 - 0.250) = 656,250\text{円}$$

課税標準額合計 1,684,780円

令和9年度計算方法（各下線部の端数処理は、小数点以下第4位を切り捨てます。）

$$\text{資産① } 1,028,530 \times (1 - 0.369) = 649,002\text{円}$$

$$\text{資産② } 656,250 \times (1 - 0.250) = 492,187\text{円}$$

課税標準額合計 1,141,189円

※令和9年度は、課税標準額が150万円未満のため、固定資産税は課税されません。

3 定率法による減価率と減価残存率

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得のもの (A)	前年前 取得のもの (B)			前年中 取得のもの (A)	前年前 取得のもの (B)
		1－減価率 $\times 1/2$	1－減価率			1－減価率 $\times 1/2$	1－減価率
2	0.684	0.658	0.316	29	0.076	0.962	0.924
3	0.536	0.732	0.464	30	0.074	0.963	0.926
4	0.438	0.781	0.562	31	0.072	0.964	0.928
5	0.369	0.815	0.631	32	0.069	0.965	0.931
6	0.319	0.840	0.681	33	0.067	0.966	0.933
7	0.280	0.860	0.720	34	0.066	0.967	0.934
8	0.250	0.875	0.750	35	0.064	0.968	0.936
9	0.226	0.887	0.774	36	0.062	0.969	0.938
10	0.206	0.897	0.794	37	0.060	0.970	0.940
11	0.189	0.905	0.811	38	0.059	0.970	0.941
12	0.175	0.912	0.825	39	0.057	0.971	0.943
13	0.162	0.919	0.838	40	0.056	0.972	0.944
14	0.152	0.924	0.848	41	0.055	0.972	0.945
15	0.142	0.929	0.858	42	0.053	0.973	0.947
16	0.134	0.933	0.866	43	0.052	0.974	0.948
17	0.127	0.936	0.873	44	0.051	0.974	0.949
18	0.120	0.940	0.880	45	0.050	0.975	0.950
19	0.114	0.943	0.886	46	0.049	0.975	0.951
20	0.109	0.945	0.891	47	0.048	0.976	0.952
21	0.104	0.948	0.896	48	0.047	0.976	0.953
22	0.099	0.950	0.901	49	0.046	0.977	0.954
23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955
24	0.092	0.954	0.908	51	0.044	0.978	0.956
25	0.088	0.956	0.912	52	0.043	0.978	0.957
26	0.085	0.957	0.915	53	0.043	0.978	0.957
27	0.082	0.959	0.918	54	0.042	0.979	0.958
28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959

【ご注意】 税法改正によって、計算方法等が変更になることがあります。

4 非課税

地方税法第348条に該当する資産については、非課税となります。

該当する資産を所有されている方は、それを証明する関係書類と、「償却資産にかかる課税標準の特例または非課税の適用申請書」をご提出ください。

5 課税標準の特例

公害防止施設等で一定の要件に該当するものについては、課税標準額の特例が適用され、税負担が軽減されます。(主なものについては下の表のとおりです。)

特例の適用を受けるためには、償却資産にかかる課税標準の特例または非課税の適用申請書、種類別明細書（提出用）、それぞれの資産を確認する書類（下表の添付書類をご参照ください。）の提出が必要です。

※「償却資産にかかる課税標準の特例または非課税の適用申請書」が必要な場合は、播磨町ホームページに様式を載せています。わからない場合は税務課資産税係までご連絡ください。

令和6年10月1日現在

施設の種類	特例率	適用条項	添付書類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設	1／2 または 1／3	地方税法附則第15条 第2項第4号	一般又は産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可証の写し 等
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除外施設	4／5	地方税法附則第15条 第2項第5号 播磨町税条例附則 第10条の2第2項	除外施設設置等計画届の写し 等
再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて設置した、固定価格買取制度の対象外である太陽光発電設備	2／3 (1000kw未満) 3／4 (1000kw以上)	地方税法附則第15条第 25項第1号イ、第3号イ 播磨町税条例附則第10 条の2第4項、第9項	再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金交付決定 通知書の写し 等
中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って新規に取得した事業用家屋及び機械装置等 ※令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間に取得したもの	0	地方税法旧附則第64条 播磨町税条例旧附則 第10条の2第19項	工業会等による証明書の写し 先端設備導入計画認定申請 の写し 認定経営革新等支援機関の 確認書 等 <事業用家屋> ・建築確認済証 ・家屋の見取図 ・先端設備導入計画認定申請の写し ・先端設備の購入契約書 等

- ※ 上記以外にも特例適用の対象となる資産があります。該当する資産があると思われる場合は税務課資産税係までご連絡ください。
- ※ 地方税法改正により、特例の適用規定が変更されることや廃止されることがあります。

1 債却資産申告書(債却資産課税台帳)

申告書提出日を記入してください。

住所及び電話番号を記入してください。

※印刷された住所及び電話番号に誤り又は変更がある場合は訂正し、18. 備考欄に変更事由、年月等を記入してください。

氏名・ふりがなを記入してください。
※法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。
※印刷された氏名又は名称に誤り又は変更がある場合は訂正し、18. 備考欄に変更事由、年月等を記入してください。

(イ) 前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

※増減申告の場合、この欄の合計額は、種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と一致します。

(二) (イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

※今年初めて申告される方及び前年無申告で債却資産明細書が同封されていない方は、(ロ) 欄の記入は必要ありません。

個人・・・12桁の個人番号を記入してください。
法人・・・13桁の法人番号を記入してください。

主たる事業種目を具体的に記入してください。
法人のみ資本金の額を記入してください。

受付印		年 月 日 兵庫県加古郡播磨町長 佐伯 謙作様	令和7年度 債却資産申告書			
所 有 者	1 (ふりがな) 住 所 又は納税通知書送達先	加古郡播磨町○○×丁目×番地 (電話 ○○○-×××)				
	2 (ふりがな) 氏 名 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名	カコ グン カブ シキ ガイ シヤ 加古郡株式会社 代表取締役 加古 太郎 (屋号 加古)				
資産の種類	取 得 価 値					
	前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの	
1 構築物	2,500,000		1,500,000		1,50	
2 機械及び装置	3,100,000		500,000		2,00	
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具					1,50	
6 工具、器具及び備品	500,000		300,000		70	
7 合計	6,100,000		2,300,000		5,70	
資産の種類	資産の種類 ※評価額 (ホ)				※決定価格	
	1 構築物					
	2 機械及び装置					
	3 船舶					
	4 航空機					
	5 車両及び運搬具					
	6 工具、器具及び備品					
	7 合計					

網掛けをしている欄は記入する
(ただし、電算処理により全資入してください。)

個人・・・事業を開始した年月
を記入してください。
法人・・・法人の設立年月を記
入してください。

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

※ 所有者コード	1234567
----------	---------

1

第二十六号様式 提出用

それぞれ該当する方を○で囲んでください。

8. 有に該当する場合には、国税局長の「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。
 9. 有に該当する場合には、税務署長に提出した「増加償却届出書」の写しを添付してください。
 10. 11. 有に該当する場合には、別途適用申請書及び関係書類を添付してください。

主たる事業所の所在地を記入してください。
※2つ以上の事業所等がある場合には、それぞれの所在地を記載し、その主となる番号に○印を入れてください。

リース資産がある場合は貸主の氏名又は名称を記入してください。

該当する方に○印を入れてください。

2. 前年中増減なし…前年度まで申告された方で、前年中に資産の増減がなかった方
3. 該当資産なし…初めて申告される方等で、申告の対象となる資産がない場合
4. 廃業・倒産・町外移転等…事業を廃止した場合など、廃止年月を記入してください。
5. その他…氏名等変更がある場合、記入してください。

必要はありません。
産申告を行う場合は記

2 種類別明細書(増加した資産)

- (1) この種類別明細書には、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産、申告漏れ資産等を記入してください。
 (2) 今年はじめて申告される方は、町内に所有するすべての資産を記入してください。

※ 増加した資産、該当する資産がない場合は、この種類別明細書を提出する必要はありません。

記入上の注意点

- (1) 文字は漢字・カタカナ・ひらがな・英字・数字のいずれで記入していただいてもかまいません。
 (2) この様式は複写式です。1枚目は提出用、2枚目は事業主様の控え用となっております。

数字で記入してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

資産の名称・規格等を20字以内で具体的に記入してください。

資産を購入、製作した年月を記入してください。
 ※年号

明治	→	1
大正	→	2
昭和	→	3
平成	→	4
令和	→	5

所有者コード	※
1234567	

種類別明細書(増)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得
					年号
01	1		コウコクトウ	1	5
02	2		パワーショベル	1	5
03	5		フォークリフト	1	5
04	6		パソコン	1	5
05	6		応接セット	3	5
06	6		金庫	1	5
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

記入する必要はありません。

資産を取得するために要した額（引取運賃・運送保険料・据付費等を含む）を記入してください。※圧縮記帳を行っている場合は圧縮額も取得価額に含めてください。

注意 「増加事由」の欄は、1

法定耐用年数表
 ※中古資産等をしている場合は、
 よっている場合

町外から移動してきた資産、

氏名又は名称を記入してください。

加資産・全資産用)

この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について4枚のうち4枚目というようページ数を付けてください。

「増加事由」欄
が4（その他）
に該当する場合
は、「摘要」欄
に「申告もれ」
等事由を記入
してください。

「増加事由」欄が3（移動による受入れ）に該当する場合は、「摘要」欄に移動元と年月を記入してください。

新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

に定める耐用年数表を記入してください。
取得し、税務会計上見積耐用年数によつ
てその見積耐用年数を、短縮耐用年数に
は、その耐用年数を記入してください。

記入する必要はありません。
ただし、電算処理により全資
産申告を行う場合は記入して
ください。

3 種類別明細書(減少・変更した資産)

- (1) この種類別明細書には 前年までに申告いただいた内容を印刷しています。
 (2) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに売却、廃棄、移動等により減少した資産があ
 に変更がある場合に記入してください。
 (3) 減少・変更した資産がない場合は、何も記入せずそのまま提出してください。

資産の種類

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

※所有者コード			※	令和7年度 種類別明細書(増)		
			1234567			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等		数量	取得年月
1	1	1	アスファルト舗装		1	H19. 8
2	1	2	広告塔		1	S60. 9
3	2	3	フライス盤		2	H19. 10
4	2	4	ジドウケンサクバン RS-2	1 2	H20. 11	
5	2	5	鉄くず処理設備		1	H21. 12
6	6	7	パソコン		1	H17. 5
7	6	8	パソコン		1	H21. 6
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
			小計	6-9		3

注意 「増加事由」の欄は、1新

る場合、又は印刷内容

加資產・全資產用)

品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

令和6年中に減少した資産は、取消し線を引いてください。

「摘要」欄には減少事由と年月を記入してください。

- ・ 売却（一部売却）
 - ・ 廃棄（滅失）
 - ・ 移動

資産の一部が減少した場合は、減少後の数量、取得価額を記入してください。

印刷内容に訂正がある場合は、当該箇所に取消線を記入し、「摘要」欄に修正事由を記入する。

して貰いたい。
＜修正事由＞
・名称修正
・取得価額修正

参考

主な償却資産の耐用年数表(抜粋)

資産種類	資産名称	耐用年数	資産名称	耐用年数
構築物	電気設備	15	エレベーター	17
	給排水衛生ガス設備	15	金属製日除け	15
	エスカレーター	15	金属製以外の日除け	8
	工場緑化施設	7	通信用光ファイバー線	10
	アスファルト舗装路面	10	露天式立体駐車設備	15
	金属造以外の広告塔	10	金属造広告塔	20
	簡易可動間仕切り	3	鉄筋コンクリート屏	30
	金属造打込み井戸	10	ブロック屏	15
	庭園	20	コンクリート舗装路面	15
機械及び装置	食料品製造用施設	10	漁業用設備	5
	家具、装飾品製造用設備	11	水産養殖用設備	5
	印刷設備	10	自動車整備用設備	15
	農業用設備	7	ガソリンスタンド設備	8
	農業用ドローン	7	太陽光発電設備	17
	飲食店業用施設	8	機械式駐車設備	10
車両及び運搬具	台車（金属製）	7	自転車	2
	台車（その他）	4		
	フォークリフト	4		
工具、器具及び備品	治具、取付工具	3	コピー機	5
	金属加工用金型	2	冷蔵庫・冷凍庫	6
	切削工具	2	自動販売機	5
	事務机、事務いす	15	テレビ	5
	接客業務用応接セット	5	カメラ、映写機	5
	ドローン	5	厨房用品	5
	パチスロ器	3	理容・美容機器	5
	看板・ネオンサイン	3	音響機器	5
	パソコン	4	放送用設備	6
	プリンター	5	ガス湯沸器	6
	ファクシミリ	5	冷暖房機器	6
	消毒殺菌用機器	4	ベッド	8
	手術機器	5	漁具	3
	レントゲン	6	葬儀用具	3
	ファイバースコープ	6	楽器	5
	歯科診療用ユニット	7	レジスター	5

償却資産のQ&A

Q 1	当社は赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行いません。減価償却を行っていない資産でも申告は必要ですか？
A 1	実際には減価償却を行っていない資産であっても、1月1日現在で事業の用に供される資産については申告の対象となります。
Q 2	法人の決算は3月末ですが、償却資産の申告はどうなりますか？
A 2	償却資産の申告は決算期にかかわらず、1月1日現在の資産の状況について1月31日までに申告することが義務づけられています。
Q 3	リース期間終了後、当社に無償譲渡されることになっているリース資産は、当社とリース会社のどちらが償却資産の申告を行わなければならないのでしょうか？
A 3	リース期間終了後に無償譲渡されることになっている場合は、借主である貴社が申告を行ってください。 ただし、ただ単に償却資産のリースを受けている場合は、リース会社が申告を行うことになりますので、貴社からの申告は不要です。
Q 4	税務署に確定申告をしていますが、播磨町に申告する必要がありますか？
A 4	確定申告は、国税の計算を行うために申告するもので、償却資産（固定資産税）の申告は地方税である固定資産税の計算を行うために申告するものです。それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

令和7年度 債却資産申告のスケジュール

令和6年12月中旬	償却資産申告書の送付
令和7年1月20日	償却資産申告書の提出期限 ※ 法定期限は令和7年1月31日ですが、償却資産の評価や課税台帳への登録等の事務期間が必要になりますので、令和7年1月20日までの提出にご協力ください。
令和7年3月下旬	固定資産（償却資産を含む）の価格決定 ※ 4月1日から6月2日まで固定資産課税台帳の閲覧期間
令和7年5月中旬	令和7年度固定資産税納税通知書の送付
固定資産税納期限	令和7年 6月 2日（第一期・全期前納） 令和7年 7月 31日（第二期） 令和7年 12月 25日（第三期） 令和8年 3月 2日（第四期）

